



任意適合鑑定証明用

MLC, 2006 (2006 年の海上労働条約) に基づく

船員の労働及び居住条件に関する

受検の案内

一般財団法人 日本海事協会

安全管理システム部

2014 年 11 月 (第 1 改訂)

目 次

1.	はじめに	2
2.	略語の説明	3
3.	用語の定義	3
4.	適用船舶	4
5.	証明書及び補完書類の種類と有効期限	4
6.	任意適合鑑定検査・証明	
6.1	文書審査	
6.1.1	文書審査の申込み	4
6.1.2	提出書類	4
6.1.3	文書審査	5
6.2	船上検査	
6.2.1	船上検査の申込み	5
6.2.2	提出書類	5
6.2.3	暫定SOC発行のための船上検査	5
6.2.4	初回船上検査	6
7.	SOCの発行・維持及び状況による検査・証書発行	7
8.	申込書のダウンロード	7

1. はじめに

2006 年の海上労働条約は国際労働機関（ILO）において 1920 年以降に採択された海事分野の 68 の条約・勧告を統合し、更新する条約で、船舶で働く船員のための最低限の要件を定め、雇用条件、労働・休息时间、居住設備、娯楽設備、食料・司厨、健康保護、医療、福祉、社会保障に関する規定を含んでいます。本条約は 2013 年 8 月 20 日に発効致しました。

海上における人命の安全のための国際条約（SOLAS）、船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（STCW）、船舶による汚染の防止のための国際条約（MARPOL）といった国際海事機関（IMO）の 3 つの重要な条約と並び、国際海事規則体系の「第 4 の柱」とも称されています。

批准国を旗国として登録された国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶は、同条約への適合を検証するための旗国政府又は旗国政府が認定する団体（Recognized Organization）による検査が要求され、適合の証明として当該船舶に対して発行される海上労働証書（Maritime Labour Certificate）とそれに添付して海上労働遵守措置認定書（Declaration of Maritime Labour Compliance）を備え置く必要があります。

また同条約では、未批准国に登録された船舶に対しても批准国である寄港国は、本条約下で監督権を持つことになっていることから、未批准国籍船舶においても条約要件に適合することが推奨されています。

本受検の案内は、未批准国籍船舶を対象とした MLC, 2006 の要件に対する任意適合鑑定検査及び証明の実施に関する案内です。

2. 略語の説明

MLC, 2006 :	Maritime Labour Convention, 2006	2006 年の海上労働条約
MLC :	Maritime Labour Certificate	海上労働証書 (船舶に対して発行)
IMLC:	Interim Maritime Labour Certificate	暫定海上労働証書 (船舶に対して発行)
SOC :	Statement of Compliance	適合証書 (未批准国又は同条約が発効していない国を国籍とする船舶に対して発行)
DMLC :	Declaration of Maritime Labour Compliance	海上労働遵守措置認定書 Part I と Part II の 2 部から構成されている。
● Part I :	条約を実施する旗国の国内法規の要件を明示する書類で旗国当局により、作成され個船毎に発行される。	
● Part II :	上記、DMLC Part I に明示された旗国の国内要件の継続的遵守を確保するための措置・計画を示すもので、船舶所有者が作成し、旗国当局又は旗国に指定された認定団体 (RO) が審査する。	
RO :	Recognized Organization	認定団体

3. 用語の定義

- “Seafarer (船員)” とは、能力の如何を問わず、この条約が適用される船舶において雇用され若しくは従事し、又は労働するものをいう。
- “Seafarers’ employment agreement (船員の雇用契約)” には、雇用契約及び雇入契約の双方を含む。
- “Seafarer recruitment and placement service (船員の募集及び職業紹介のための機関)” とは、公的部門又は民間部門における個人又は会社、協会、機関又はその他の団体であって、船舶所有者に代わって船員を募集すること又は船員を船舶所有者に紹介することに従事するものをいう。
- “Ship (船舶)” とは、船舶のうち、内陸水域又は外洋の影響から保護されている水域若しくは港湾規則の適用或いはこれらの水域に隣接する水域のみを航行する船舶以外のものをいう。
- “Shipowner (船舶所有者 *)” とは、船舶の所有者又は船舶の管理人、代理人若しくは裸傭船者のようなその他団体或いは個人であって、当該船舶所有者から船舶の運航に係わる責任を引き受け、且つ、その受入に際して、この条約に従って船舶所有者に課される義務及び責任を引き継ぐことに同意したものをいう。この場合において、別の団体又は個人が船舶所有者に代わって義務又は責任の一部を果たすか否かを問わない。

* MLC, 2006 上の Shipowner

4. 適用船舶

MLC, 2006 の下、適合確認の検査の実施及び海上労働証書並びに海上労働遵守措置認定書の保持が要求される批准国の国籍を持つ船舶は以下のとおり；

- 1 国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶
- 2 加盟国を旗国とし、かつ、他の国の港から又は港間を航行する総トン数 500 トン以上の船舶ですが、本受検の案内の適用は、上記船舶を除いた未批准国に国籍を置く国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶とする。

5. 証明書及び補完書類の種類と有効期間

本受検の案内に基づき発行する証明書は、上記対象船舶に対して発行する適合鑑定証明書（以下 SOC と云う）で、船舶所有者に発行する証明書はありません。

SOC： 本受検の案内の任意適合鑑定検査及び証明に基づき発行する証明書です。

MLC, 2006 の要件に適合していることを示す証明書で当該船舶の所有者（管理会社）の申込みに基づき、適合鑑定検査を実施し発行します。原則、当該旗国で同条約の効力が発効した際に、条約証書（MLC）に交換されるものではありません。有効期間、維持に関しては、同条約基準 A5.1.3 に従うことになります。

新船の引渡し、船舶所有者が新たな船舶の運航に責任を負う場合等、MLC, 2006 の要件に適合するための措置の運用実績がない場合には、暫定 SOC を発行するための検査を実施の上、暫定 SOC (ISOC) を発行します。有効期間は 6 ケ月で、有効期間内に初回検査を実施する必要があります。

6. 任意適合鑑定検査・証明

任意適合鑑定における検査は条約で要求される検査相当の検査であり、文書審査と船上検査が含まれます。初回船上検査は文書審査完了後に行います。

6.1 文書審査

6.1.1 文書審査の申込み

文書審査は、最寄りの支部・事務所へ申し込み下さい。

6.1.2 提出文書

文書審査における提出書類は、以下のとおりです。

- － 1. 申込書 （ Form MLC-APPLI-R ）
- － 2. 上記申込書の中に記載された提出が要求される書類

6.1.3 文書審査

MLC, 2006 の要件 (Mimic DMLC Part I 参照) を継続的に適合することを確保するための措置・計画が DMLC Part II 及び居住区構造・設備の仕様に含まれていることを審査いたします。適合していない事項が見出された場合には、書面で通知致しますので是正下さい。

適合が確認された DMLC Part II に関しては文書審査での適合を認める書類 (Form MLC-LOR / Letter of Review of Relevant Documents (DMLC Part II and/or drawings)) を発行し、文書審査報告書 (Form MLC-DRR) と併せて船舶所有者に電子様式で電子メールによって返却します。模擬的な (Mimic) DMLC Part I 及び審査済 DMLC Part II (原本又は写し) 及び Form MLC-LOR は本船に備え置きください。その後の船上検査にて船内での実施状況を検証いたします。

6.2 船上検査

6.2.1 船上検査の申込み

船上検査は、検査地を管轄する弊社支部・事務所へ申し込み下さい。

規定上、暫定 SOC 発行のための検査を除き、船舶が入渠中又は係船状態の様な通常運航状態でない場合、本会は船上検査を実施できない事にご留意下さい。

尚、初回検査に際して事前に文書審査を完了した DMLC Part II に規定された措置の 本船上での原則 3 ヶ月以上の運用実績があることを要求しています。

* 本会ホームページのウェブサービスポータルからオンライン検査申込みサービスによるお申込みも出来ますので、詳しくはホームページ (e-Application) をご覧ください。

6.2.2 提出書類

船上検査における提出書類は、以下の通りです。

- － 1. 申込書 (Form MLC-APPLI-S)
- － 2. 上記申込書の中に記載された提出が要求される書類

6.2.3 暫定 SOC 発行のための船上検査

検査を受ける場所の担当支部又は事務所の海上労働検査員が訪船し、予め送付しています検査計画に沿って、本船の事前確認された DMLC Part II に規定する措置・計画の船内実施状況について、船長及びその他の乗組員へのインタビュー、関連書類・記録の確認、船内巡視等を行い、実行可能な範囲で検証致します。

適合が検証されますと、検査員によって検査記録書と共に適合の証明として暫定 SOC (ISOC) を本船に対して発行致します。

当該船上検査の実施に先立ち、必ずしも DMLC Part II の文書審査の完了を必要としませんが、DMLC Part II の文書審査の申し込み及び受付がなされていることが当該検査の実施条件となります。

本検査において、MLC, 2006 要件に対する不適合(重大な不適合を含む)が見出された場合は、検査員は当該不適合の是正を要求します。是正の確認の後、検査員によって検査記録書と共に適合の証明として暫定 SOC を本船に対して発行致します。重大な不適合は検査中に迅速に格下げされなければなりません。

もし直ちに不適合又は格下げされた不適合の是正措置がとれない場合には、全ての是正措置が是正措置計画書に従って、初回検査までに実施されることを条件に、検査員は検査記録書と共に暫定 SOC を本船に対して発行致します。

暫定 SOC は船内に備え置き頂くと共に、写しを船内の見やすい場所に掲示下さい。暫定 SOC 発行のための検査の場合、検査終了後に本船に備え置かれた DMLC Part II には署名、捺印及びシールはされません。

本会が検査終了時に発行します検査記録書の写しは、船舶所有者(陸上)と船上で少なくとも当該証書の有効期間保管して下さい。

6.2.4 初回船上検査

検査を受ける場所の担当支部又は事務所の海上労働検査員が訪船し、予め送付しています検査計画に沿って、本船の事前確認された DMLC Part II に規定する措置・計画の船内実施状況について、船長及びその他の乗組員へのインタビュー、関連書類・記録の確認、船内巡視等を行い、検証致します。

適合が検証されますと、検査員によって DMLC Part II は署名及び捺印、シールされ、検査記録書と共に適合の証明として SOC を本船に対して発行致します。

本検査において、DMLC Part II に規定する措置・計画への不適合(重大な不適合を含む)が見出された場合は、検査員は当該不適合の是正を要求します。是正の確認の後、検査員によって DMLC Part II は署名及び捺印、シールされ、検査記録書と共に適合の証明として SOC を本船に対して発行致します。(重大な不適合は検査中に格下げされなければなりません。)

もし直ちに不適合又は格下げされた不適合の是正措置がとれない場合には、全ての是正措置が是正措置計画書に従って、合意された期限までに実施されることを条件に、検査員によって DMLC Part II に署名、捺印及びシールされ、検査記録書と共に適合の証明として短期の SOC を本船に対して発行致します。是正措置計画書が受領されましたら正規の SOC を発行致します。

尚、格下げされた不適合の是正措置の効果的実施のため、当該検査完了日から 3 ヶ月以内に追加の検査が要求されます。

SOC は Mimic DMLC Part I 及び DMLC Part II と共に船内に備え置き頂くと共に、写しを船内の見易い場所に掲示下さい。

本会が検査終了時に発行します検査記録書の写しは、船舶所有者（陸上）と船上で少なくとも5年間保管して下さい。

7. SOC の発行・維持及び状況による検査・証書発行

原則として、SOC の発行・維持に関しては MLC と同じ取り扱いとなりますが、別途、旗国が本条約に批准した場合等、取扱いの変更が考えられますので、詳細は安全管理システム部にお問い合わせ下さい。

8. 申込書のダウンロード

文書審査/船上検査の申込の際に必要な申込書は、下記弊会のホームページ掲載サイトよりダウンロードすることが出来ます。

ホームページ掲載サイト

http://www.classnk.or.jp/hp/ja/download/dl_appli.aspx

申込書(Form MLC-APPLI -R, Form MLC-APPLI-S, Form MLC-APPLI-S-J)